



## 航空危険物規則書第 58 版(2017 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 58th Edition Effective 1 January 2017

**ADDENDUM** Posted 20 June 2017 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2017 年 1 月 1 日発効の第 58 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

### 政府例外規定の新規または訂正 (2. 8. 2)

訂正 **AUG-オーストラリア (Australia)**

**AUG-03** 人の血液製剤、人の尿および人の組織以外のウイルスを移しやすい物質は、オーストラリア保健当局の事前認可なしにオーストラリアへの輸入は禁止する。

認可申請は以下宛てに行うこと。

Department of Agriculture

Biologicals Program

GPO Box 858

Canberra

ACT 2601

AUSTRALIA

Tel: +61 2 6272 4578

Fax: +61 (2) 6249 1798

Website: <http://www.daff.gov.au/biosecurity/import/biological>

<http://www.agriculture.gov.au/import/goods/biological>

(1. 2. 8、3. 6. 2、8. 1. 6. 9. 4、8. 3 および 9. 1. 2 参照)。

訂正 **BEG-ベルギー (Belgium)**

**BEG-01** ベルギーの規則により **(火薬類と混合物および爆発的な燃焼が起きやすい物質と混合物および、同様にそのような物質や混合物が搭載された機器についての法律、1956 年**

5月28日改定)、その爆発性、燃焼性、または火工品の特性ゆえに使用される可能性のあるいかなる物質も、火薬類とみなされる(3.1および付録A参照)。

**BEG-02 ベルギーを発着経由する全ての火薬物質の輸送は下記の事前認可を要する。**

**EPS Economy, S. M. E. s, Self-employed and Energy**

**Directorate General Quality and Safety**

**Safety Regulations Unit**

**North Gate**

**Boulevard du Roi Albert II, 16**

**1000 Brussels**

**Phone: +32(0)2 277 77 12**

**Fax: +32(0)2 277 54 14**

**E-mail: explo6@economie.fgov.be**

**包装方法の適用免除を認める、火薬行政を管理する大臣の認可なしに、火薬類をベルギー発着および経由しての航空輸送をしてはならない。**

認可申請はベルギーに所在する企業またはベルギー在住の者のみが行える。もしこれが不可能な場合には、ベルギーに居住し、大臣命令によって承認された責任ある代表者により申請することができる。**本件に関する情報は以下より取得できる。**

**Ministère des Affaires Economiques**

**Service des Explosifs**

**Koning Albert II-laan 16**

**1000 Brussels**

**BELGIUM**

**Tel: +32 (2) 206 4111**

**Fax: +32 (2) 206 5752**

**上記に問い合わせた輸送の認可については、さらに航空局担当大臣の同意を必要とする。本件についての情報は以下より取得できる。**

**Belgian Civil Aviation Administration**

**Ministry of Communications and Infrastructure**

**CNN**

**Rue du Progrès 80**

**1030 Brussels**

**BELGIUM**

**Tel: +32 (2) 206 3211**

**Fax: +32 (2) 206 3290**

**これらの諸規定(Royal Decree/1958年9月23日改定)は、火薬類規制当局から発行され、航空輸送認可は個々別々に与えられる。ただし、ベルギーにおいて安全な弾薬または花火**

とみなされているものを除く。これらについては、一定期間数件の貨物を含んでの認可が原則として与えられる。

ベルギーに輸入されるもの、ベルギーから輸出されるもの、またはベルギーを一部陸路通過するもので、1件ごとに審査を要するものは、陸路分も含め完全なスケジュールを決めて事前申請をしなければならない(1.2.8、3.1、8.1.6.9.4 および8.3参照)。

安全規制ユニット(Safety Regulation Unit)は包装の方法に適用免除を認めるかもしれない。これらの諸規定は火薬類の製造、保管、所有、販売、輸送や使用に関する一般規則が定めた王室法令(Royal Decree/1958年9月23日改定)の中に規定されている。

輸送(輸入、輸出または通過)がケースバイケースを基本に承認され、その輸送が一部陸路で行われる場合は、陸路分も含めた完全な輸送日程を特定する申請をしなければならない。

✦ **BEG-04** 下記の輸送につき、以下の当局の事前認可を要する。

Federal Agency for Nuclear Control

Ravensteinstraat 36

1000 Brussels

BELGIUM

Tel: +32 (2) 289 2111

Fax: +32 (2) 289 2112

E-mail: [info@fanc.fgov.be](mailto:info@fanc.fgov.be) [transport@fanc.fgov.be](mailto:transport@fanc.fgov.be)

電離放射線に対する住民、労働者および環境の保護のための一般規則(General Regulations for the Protection of the Population, Workers and Environment against the Dangers of Ionizing Radiations)を規定した王室法令(Royal Decree/2001年7月20日改定)の中に定められ(Royal Decree/2001年7月20日)ている放射能限度を超える放射性物質および核分裂性物質をベルギー発着または通過して輸送する場合。承認のためにはさらに以下の当局の同意がなければならない。

Belgian Civil Aviation Administration

Ministry of Communications and Infrastructure

CNN

Rue du Progrès 80

1030 Brussels

BELGIUM

ベルギー王国の領空を航空機にて行う以下の輸送について

1. 10.3.7.1に定められている核分裂性放射性物質で10.3.7.2に定められている制限値を超える場合。および

2. 以下の放射性物質。

- ・ B(U)型輸送物で、3,000 A▼1▼または3,000 A▼2▼あるいは1,000 TBqのうちいずれか低い方の値を超える放射能を含む輸送物。または
  - ・ B(M)型輸送物。または
  - ・ C型輸送物で、3,000 A▼1▼または3,000 A▼2▼あるいは1,000 TBqのうちいずれか低い方の値を超える放射能を含む輸送物。または
  - ・ 特別手配により輸送される放射性物質
- はBelgian Civil Aviation Administrationによる事前許可がない限り、受託してはならない。

(10.8.3.9.4、10.10.2.1から10.10.2.3参照)

**BEG-05** (空欄) 以下の要件を下記内で登録された航空機に適用する。

- (a) 運航している場所に関わらずベルギーで登録された航空機。および
- (b) ベルギー国内で運航する場合、ベルギー以外の国で登録され、かつ Annex III to Council Regulation (EC) NO. 3922/1991 of 16 December 1991 on the harmonization of technical requirements and administrative procedures in the field of civil aviation (“EU-OPS”) に従って運航することが要求されない航空機。

航空機は航空局の事前認可を受けている場合にのみ危険物を輸送することができる。そのような品物の輸送は本規則に従わなければならない。一般または特別承認の申請は以下に提出しなければならない。

Belgian Civil Aviation Administration  
Operations Department – Dangerous Goods

CNN – 2nd Floor

Rue du Progrès 80

B-1030 Brussels

BELGIUM

Tel: +32 (2) 277 43 58

Fax: +32 (2) 277 42 57

email: koenraad.clerbout@mobilite.fgov.be

本例外規定は以下には適用しない。

- (a) ベルギー以外の国により登録され、EU-OPSに従って運航することが要求される航空機。ただし、ベルギー以外の国により許可された認可を有し、この認可の写しが Belgian Civil Aviation Authority に提出されていること。
- (b) 本規則に別段の定めがなければ、外国の運航者によりベルギー領土の領空通過をする場合の危険物。ただし、運航者が本規則の規定に従って危険物を輸送する許可を登録国から得ていること。
- (c) 本規則を適用しない品物と一緒に冷却目的のために使用される固形二酸化炭素（ドライアイス）、UN1845 の輸送。固形二酸化炭素（ドライアイス）の輸送に関する本規則

~~のその他のすべての要件は適用される。~~

~~(1.2.8 および 8.1.6.9.4 参照)~~

訂正 DEG-ドイツ (Germany)

DEG-04 規則の適用免除については、すべての危険物について以下に申請すること。

Luftfahrt-Bundesamt, Gruppe Luftverkehrssicherheit

Außenstelle Frankfurt

Sachgebiet Gefahrgut

Kelsterbacher Str. 23

D-65479 Raunheim

GERMANY

Tel: ~~+49 (6142) 94 610~~ +49 531 2355 3302

Fax: ~~+49 (6142) 946 159~~ +49 531 2355 3398

訂正 ITG-イタリア (Italy)

ITG-05 ~~イタリア領土を発着および通過する武器 (arms)、弾薬、火薬類の輸送は、以下から事前承認を取得のこと。イタリア領土を発着および通過する武器、弾薬および火薬類の輸送のための認可はイタリアの AIP の GEN Section に記述されているように申請しなければならない。~~

~~本規則が、事前承認や認可または適用免除は武器、弾薬および火薬類を含め、航空危険物の安全な輸送のためイタリアにより許可されなければならないと要求している場合は、それらは下記に申請すること。~~

Ente Nazionale per l'Aviazione Civile (ENAC)

Direzione Sviluppo Trasporto Aereo Flight Operations & Dangerous Goods Unit

Personnel Licensing & Operations Regulation Department

Viale Castro Pretorio, 118

Via Gaeta 3

00185 Roma

ITALY

Tel: ~~+39 06 4459 6226~~ +39 (6) 4459 961

Fax: ~~+39 06 4459 6591~~ +39 (6) 4459 6731

email: ~~sviluppo.trasportoaereo@enac.gov.it~~ merci.percolose@enac.gov.it

~~(1.2.5、5.1、8.1.6.9.4 および 8.3 参照)~~

訂正 **SAG-サウジアラビア (Saudi Arabia)**

**SAG-04** 以下のものを輸入するには関係する政府部門からの事前許可を必要とする。

(a) 火薬類および戦争用の軍需品。これらはさらに下記官庁の認可も必要とする。

~~Presidency of Civil Aviation~~

~~Air Transport Department~~

~~PO Box 887~~

~~Jeddah 21165~~

~~SAUDI ARABIA~~

General Authority Of Civil Aviation (GACA)

Riyadh - King Abdulaziz Center For National Dialogue

Safety, Security & Air Transport

Address: Riyadh - King Abdulaziz Center For National Dialogue

P. O. Box 47360

Riyadh Area Code 11552.

Tel: (966) 8001168888, Fax: +966 (11) 5253303

E-mail: Safety-ecoreg@gaca.gov.sa

(b) 化学製品 (chemical products)。ただし香料製品 (perfumery products)、化粧品およびドライアイスを除く。

(c) 放射性物質。放射性物質の最終目的地はジェッダ (Jeddah)、リヤド (Riyadh) またはダンマン (Dammam) でなければならない。ただし、医療目的のものは、サウジアラビアの国内の他のいかなる場所宛にも輸入することができる。

訂正 **USG-米国 (United States)**

**USG-13** 運航者は 49 CFR 175 (USG-01 参照) のすべての要件に従わなければならない。

これらの要件には以下の事項が含まれるが、これに限定されるものではない。

(a) 米国発着または米国内の輸送のために本規則に従って準備された包装物については、運航者は荷送人に対して、その包装物が本規則中の米国政府例外規定に従って準備されている旨を確認しない限り、受託してはならない (9.1.2 参照)。

(b) 最初の運航者は、輸送書類の写しまたはその電子画像を、危険物を受託した時から少なくとも 1 年以上保存しなければならない。それぞれの輸送書類には、最初の運航者の受託した日付が記載されていなければならない。輸送書類の日付は、貨物が運航者によって引き取られるかまたは受託された日付の代わりとして、それが運送状または船荷証券上に記載されているときには、貨物が輸送できる状態である旨を荷送人が運航者に通知した日付でもよい。有害廃棄物 (Hazardous waste) については、輸送書類は廃棄物質が最初の運航者に受託された後 3 年間にわたり保存されなければならない (9.8 参照)。

- (c) 米国政府例外規定で述べたように米国規則により危険物と考えられるこれらの追加物質は、機長への危険物通知書 (Notification to Pilot-in-Command) にリスト化し、必要な情報を提供しなければならない (9.5.1.1 参照)。
- (d) 第 9 分類、173.63 (b) の要件にも合致する UN 0012、UN 0014 およびまたは UN 0055、UN 3528 または UN 3529 の物品、少量危険物または微量危険物、取り替え品として輸送する航空機用バッテリー (49 CFR 175.8)、および本規則のもとで危険物と考えられるが、49 CFR 171-180 の規定の適用を受けない物品および物質を除いて、以下の制限が適用される。
1. 旅客機による輸送が許可されている危険物は正味重量 (net weight) 25 kg を限度として、それに加えて非引火性ガスの場合は正味重量 (net weight) 75 kg を限度として、接近不可能な方法で (in an inaccessible manner) 航空機に搭載することができる。
  2. 貨物機による輸送については、以下の追加物質が上記の要件から除外される。
    - (i) 第 3 分類 (引火性液体) の包装等級 III (腐食物物質ラベルも貼付されているものを除く)。
    - (ii) 区分 6.1 (毒物) の物質 (引火性液体以外の分類または区分の危険性ラベルも貼付されているものを除く)。
    - (iii) 区分 6.2 (病気を移しやすい物質)。
    - (iv) 他の危険性分類の定義に合致しない第 7 分類 (放射性) の物質。
    - (v) UN 3528 または UN 3529 の物品。

...

#### 運航者例外規定の新規追加および訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

エアヨーロッパ (Air Europa) の後に	エアヨーロッパエクスプレス (Air Europa Express)	X5
フライドバイ航空 (flydubai) の後に	フレンチブルー (French Blue)	BF
中東航空 (Middle East Airlines) の後に	ニキ航空 (NIKI)	HG

#### 訂正 3K (ジェットスターアジア)

**3K-05** 貨物として輸送される危険物は、いかなるジェットスターアジア航空機でも輸送を受託しない。混載中の危険物は、非危険物貨物の冷却材として使用される 1 便当たり最大 145kg までの UN 1845 Carbon dioxide solid (dry ice) を除いて、受託しない。

~~以下の物は例外とする。~~

~~最新の IATA 危険物規則書に合致して輸送するよう準備された航空機の部品や備品。および~~

・ 非危険物の冷却材として使用する場合は1機当たり最大145kgのUN 1845 固形二酸化炭素/ドライアイス。

#### 訂正 5X (ユナイテッドパーセルサービス)

注: UPS のサービスおよび規制に関する最新情報はウェブサイト。( <http://ups.com/hazmat>  
<http://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/hazardous-materials.page> ) より取得することができる。

**5X-01 Small Package Service—米国内:** 米国内を発地および着地とする UPS 小口貨物サービスの危険物貨物は、最新の UPS “Hazardous Materials Guide” に従った契約の場合のみ、受託される。この情報は、UPS Home Page (www.ups.com) SITE GUIDE の “Hazardous Materials” のリンクも参照。利用者は同ウェブサイトの “SEARCH” 機能を利用することで UPS Guide for Shipping Hazardous Materials を見つけることもできる。UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3090 リチウム金属電池の貨物は関連する包装基準の Section IA または IB に従って準備された場合に限り受託する。Section II に従って準備された UN 3090 および UN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090 の出荷に係る事前認可については 5X-08 を参照すること。

**5X-02 Small Package Service—米国外を発地または着地とするもの:** UPS 国際小口貨物サービス規定および制限は、米国外を発地および/または着地とするすべての危険物貨物に適用する。それら貨物は、生物由来物質カテゴリーB を含め、契約がある場合のみ受託する (米国内貨物については、上記 5X-01 参照) このサービスの適用する国は、以下のウェブサイトの生物由来物質カテゴリーB の欄より検索できる。

Website :

[www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html](http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html)  
<https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page>

IATA 危険物申告書を要する包装物を出荷する場合、組み合わせ容器を使用しなければならず、包装物は総重量で 30 kg を超えてはならない。該当する場合、~~3つを超える~~、3 個以下の (左記は JACIS 誤植訂正) 適合性のある異なった危険物を一個の外装容器に収納することができる (5.0.2.11)。以下の分類/区分の危険物は、UPS 国際小口貨物サービスには禁止される。

- ・ 第1分類 (火薬類)
- ・ 区分 2.3 (毒性ガス)
- ・ 熱源隔離ラベルが必要な物質、または特別規定 A136 に従う物質
- ・ 区分 4.2 (自然発火性物質)
- ・ 区分 4.3 (水と接触すると引火性ガスを発生する物質)
- ・ 区分 5.1 (酸化性物質)



- ・ 区分 5.2 (有機過酸化物)
- ・ 区分 6.1—包装等級Ⅲが割り当てられる物質以外で毒物ラベルが必要な物質、なお包装等級Ⅲが割り当てられる物質は毒物ラベルに隣接して「PGⅢ」のマークを表示しなければならない。

UN 3506 水銀 (Mercury) を含む製品の貨物は、包装物が毒物の副次危険性ラベルを必要としない場合に限り受託する。

- ・ 区分 6.2 (病気を移しやすい物質、カテゴリ-A)
- ・ 第 7 分類—“放射性物質” 白-I、黄-II、黄-Ⅲまたは臨界安全指数ラベルを必要とする物質
  - 放射性物質の適用除外輸送物貨物もまた禁止される。
- ・ 第 9 分類—
  - 包装基準 953 に適合する UN 2807、磁性物質の貨物は、UPS International Dangerous Goods (IDG) ネットワーク内を発地、着地とするものに限られる。IDG として許可される発地、着地のリストは以下のリンクで確認することができる。  
<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html>  
<https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page> 加えて、そのような貨物には、包装基準 953 に従ってラベルを貼付しなければならず、以下の方法のうちいずれかの方法で書類を作成しなければならない。  
 —UPS の Shipping Label の中の Package Reference 欄の中に、“Magnetized material” と記載する。または  
 —内容物が「磁性物質」であることを識別し包装物の外面に直接貼付または包装物上の再開封可能な封筒に含まれた書類を伴う。
- ・ 各貨物に適用される個別の制限など UPS の小口 International Dangerous Goods サービスに関する全情報は、5X-01 に記載のホームページの UPS GUIDE FOR SHIPPING INTERNATIONAL DANGEROUS GOODS のリンクから得ることができる可能性がある。
- ・ すべての微量危険物として認められる貨物は受託する。UPS の分類/区分の制限は、微量危険物には適用しない。

UN 3480、リチウムイオン電池および UN 3090、リチウム金属電池は関連する包装基準の Section IA または IB に従って準備された場合に限り受託する。Section II に従って準備された UN 3090 または UN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090 の出荷に関する事前認可の要件については 5X-08 を参照すること。

(1.3.2、8.1.6.9.1 および 10.8.3.9.1 参照)

5X-03 **UPS Air Cargo Service** : 危険物貨物は契約によるもののみを Air Cargo Service で受託する。すべての契約申請は、UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) および Air Cargo Service (UPS Air Group-SDF) により審査され、認可を受けなければならない。

Air Cargo Service (JACIS 誤植のため左記一語追記) による受託ができる危険物の分類 (Classes) は許可を得ることを条件とする。また貨物は事前手配をしなければならない。UN 3480、リチウムイオン電池および UN 3090、リチウム金属電池は関連する包装基準の Section IA または IB に従って準備された場合に限り受託する。Section II に従って準備された UN 3090 または UN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090 の出荷に関する事前認可の要件および航空貨物荷送り人契約の詳細については 5X-08 を参照すること。UN 3090 リチウム金属電池の輸送は認可を要する。詳細は、5X-08 及び航空貨物荷送り人契約を参照すること。

**5X-04 UPS Global Freight Forwarding:** UPS Air Freight Services に含まれる危険物貨物は、UPS Airlines および UPS Supply Chain Solutions の間の手配により受託する。以下の危険物は禁止する。

- ・ 区分 1.1、1.2、1.3、1.4F、1.5 および 1.6 (火薬類)
- ・ 区分 2.3 毒性ガス
- ・ 熱源隔離ラベルが必要な物質、または特別規定 A136 に従う物質
- ・ 区分 6.1、包装等級 I の吸入毒性を主危険性または副次危険性として有する物質
- ・ 区分 6.2— (ウイルスを移しやすい物質 “カテゴリーA” )
- ・ 第 7 分類 (米国、カナダおよびメキシコ以外)
  - “放射性物質” 白-I、黄-II または黄-III ラベルを要求される物質。
  - 臨界安全指数ラベルを要する物質はいかなる UPS 輸送においても受託しない。
  - 放射性物質の適用除外輸送物は米国およびカナダ以外では禁止する。

UN 3480、リチウムイオン電池および UN 3090、リチウム金属電池は関連する包装基準の Section IA または IB に従って準備された場合に限り受託する。Section II に従って準備された UN 3090 または UN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090 の出荷に関する事前認可の要件については 5X-08 を参照すること。

**5X-05 General:** 危険物申告書が要求される場合、荷送人は 3 部の原本写し (original copies) を提出しなければならない。

**5X-06 General:** USG-18 の遵守を維持するため、以下の物質については、UPS はすべての包装物が 49 CFR 173.302(f) および 173.304(f) に含まれる US DOT の容器要件に適合していることを要求する。そのような容器は “DOT31FP” の文言を包装物の外面にマーキングしなければならない。

**UN 1070** — Nitrous oxide - 49CFR 173.340(f) 参照

**UN 1072** — Oxygen, compressed - 49CFR 173.302(f) 参照

**UN 2451** — Nitrogen trifluoride - 49CFR 173.302(f) 参照

**UN 3156** — Compressed gas, oxidizing, n.o.s. - 49CFR 173.302(f) 参照

**UN 3157** — Liquefied gas, oxidizing, n.o.s. - 49CFR 173.304(f) 参照

**UN 3356** — Oxygen generator, chemical - 49CFR 173.168 参照

Carbon dioxide and oxygen mixture, compressed - 49CFR 173.304(f) 参照

5X-07 **General** : ここで特定した品目には、以下の制限が適用される。

- ~~UN 3480、リチウムイオン電池および UN 3090、リチウム金属電池は関連する包装基準の Section IA または IB に従って準備された場合に限り受託する。Section II に従って準備された UN 3090 または UN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090 の出荷に関する事前認可の要件については 5X-08 を参照すること。UN 3480 リチウムイオン電池で包装基準 965 の Section II に従って準備されたものは、旅客機での輸送が禁止されている事から、輸送経路によっては荷送人に戻されることが必要となる場合がある。詳細は UPS.com を参照の事。~~
- IATA 航空貨物運送状 (Air Waybill) を伴わない貨物の輸送の場合、~~UN 3480、UN 3481、UN 3090、~~ または UN 3091 のリチウム電池で該当する包装基準の Section II に従って準備された ~~マーク/ラベルが施された~~ 包装物 ~~にも~~、UPS が貨物を提携航空事業者へ継ぎ越しの際、貨物種別が認識出来る様、適切な情報が ~~住所宛先 (左記 JACIS 誤植訂正)~~ ラベル上または 7.1.5.5 で求められるマークか 7.4.8 で示されるラベルに隣接してマーキングされることが望ましい。例：
  - ~~P. I. 965-II~~
  - P. I. 966-II
  - P. I. 967-II
  - ~~P. I. 968-II~~
  - P. I. 969-II
  - P. I. 970-II代替として情報が包装物外側からアクセス可能な書類に含まれていてもよい。
- 改修されたリチウム電池、または機器と一緒に包装され、もしくは機器に内蔵された改修されたリチウム電池の貨物は、UPS の航空危険物部 (UPS Air Dangerous Goods Department - SDF) により、特に認められた場合を除き受託しない。
- 特別規定 A88、A99 または A183 の使用を要するいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS エアフレートサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) でのリチウム電池の輸送は UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) の事前認可を取得しなければならない。
- UPS 小口貨物については、UN 3171、**電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle)** は以下の条件でのみ受託する。
  - 旅客機での量のみ ; CA0 としては受託しない。
  - 貨物は最大総重量 30kg までに制限される。
  - リチウム電池または UN 3480 または UN 3090 として個別に分類されたリチウム電池を含む乗り物。乗り物の中に含まれる電池は最大正味量 5kg に制限される。
  - UN 3171 リチウム電池で作動する貨物について、UPS は追加のマーキング “Contains

Lithium Batteries” を要求している。このマーキングは 7.1.4.4.1 に述べられた要件に合致していなければならない、また正式輸送品目名のマークの近くになければならない。

—防漏型湿式電池または UN 2800 として個別に分類された防漏型湿式電池を含む乗り物。乗り物の中に含まれる電池は最大正味量 25kg に制限される。

- UN 3171、**電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle)** で、欠陥のあるまたは損傷した電池を含むものは UPS で受託しない。
- UN 3077、**その他の固体の環境有害物質 (Environmentally hazardous substance, solid, n. o. s.)** の貨物はいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) においても中型容器 (Intermediate Bulk Containers (IBCs)) に収納されている場合は、受託しない。
- UN 2807、**磁性物質 (Magnetized materials)** の貨物で、包装物のいかなる表面からも 4.6 m の距離で測定した磁界強度が 0.00525 ガウスを超えるものは、UPS のサービスでは受託しない。(UPS 小口貨物サービス、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む)
- 米国外の発地および/または着地における UN 3245、**遺伝子組換え生物 (Genetically modified organisms)**、または **遺伝子組換え微生物 (Genetically modified micro-organisms)** は、UPS 小口貨物サービスとして、受託しない。UPS 航空貨物については、関係国での貨物の輸入または経路についての可否を確認する為、ケースバイケースの承認が必要となる。

5X-08 **General** : UPS はその国際危険物 (IDG) ネットワーク内の出発地および目的地に対し UN 3090、リチウム金属電池の輸送を **包装基準 968 の Section IA または IB に従って準備された貨物** に制限している。IDG について承認された出発地および目的地のリストは以下のリンク先で参照できる。

<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html><https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page>

機器なしの UN 3090、リチウム金属電池を UPS の航空サービスで輸送したいすべての顧客は UPS 航空から事前承認を取得しなければならない。事前承認の要件は完全に規制され、危険物輸送書類 (危険物申告書) を要するリチウム金属電池と同様に、軽度に規制されている (例えば小型の単電池または組電池) と考えられるリチウム金属電池にも貨物に適用される。この承認はいかなる他に要求される UPS の契約とも別のものであり、いかなる他に要求される UPS の契約にも追加されるものである。

認可プログラムに関するさらなる情報は以下のリンク先で参照できる。

<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/hazardous/responsible/lithium-bat>

~~tery-approval.htm~~<https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page>

#### JACIS 誤植訂正 AA (アメリカン航空)

**AA-07** UN 3480、リチウムイオン電池、包装基準 965 の輸送は受託しない。

~~(例外：AA Store から供された社用品 (COMAT) の部品および補給品)~~

#### 訂正 AI (エアインディア)

**AI-08** UN 3481 機器と共に包装されたりリチウムイオン電池および機器に組み込まれたりリチウムイオン電池で、それぞれ包装基準 PI 966 および PI 967 に基づいて準備されたもののみ輸送を受託する。UN 3091 機器と共に包装されたりリチウム金属電池および機器に組み込まれたりリチウム金属電池で、それぞれ包装基準 PI 969 および PI 970 に基づいて準備されたものは輸送を禁止する。(空欄)

#### 訂正 AZ (アリタリア航空)

- ✈ **AZ-02** 核分裂性物質は、“Alitalia Qualified Expert” の事前承認をもってのみ輸送を受託する。

E-mail: [carboni.caterina@alitalia.it](mailto:carboni.caterina@alitalia.it) / caterina.carboni@alitalia.com

#### 新規追加 BF (フレンチブルー)

- ✈ **BF-01** 輸送物またはオーバーパックのいかなる外表面においても 0.005 mSv/h を超えない最大放射線レベルの放射性物質カテゴリー I-白 (IMP コード RRW、B.2.2.4 参照) のみ輸送を受託する。

#### 訂正 BR (エバ航空)

**BR-19** Section II (包装基準 969—970) の規定に従って出荷されるリチウム金属電池は、旅客機での輸送は受託しない。

#### 訂正 CA (中国国際航空)

**CA-14** 各旅客および乗務員は合計で 8 個の予備電池を超えて携行することは許可されない。合計で 8 個の予備電池に含まれるものは以下である。

- ・ ワット時定格値が 50Wh を越え 100Wh を超えない 2 個以下のリチウムイオン電池またはリチウム金属含有量が 1g を越え 2g を超えない 2 個以下のリチウム金属電池。

注：

1. 2 個以下のパワーバンク (power banks) は許可される。
2. リチウムイオン電池、リチウム金属電池またはパワーバンクで、ワット時定格値

またはリチウム含有量のいかなる明確なマークもないものまたはワット時定格値が計算できない場合は禁止される。

3. 携帯用酸素濃縮器 (POC) などの医療用機器は、これは機内にて使用することが許可されるが、中国国際航空の関連する規則書または文書において特定される。上述した機器に対する予備電池の個数もまた中国国際航空の関連する規則書または文書の規則と結び付けられることになる。

- ・ 車椅子または他の移動補助機器用の許可される予備のリチウム電池の個数は合計で 8 個の予備電池に含まれ、車椅子および他の移動補助機器に対する関連した要件に適合しなければならない。

#### 新規追加

CA-15 リチウム電池を動力とする小型の乗り物、例えばバランスをとる二輪車 (balance wheel)、エアホイール (air wheel)、一輪車 (solo wheel)、ホバーボード (hoverboard)、バイク (bike) などは、受託手荷物、機内持ち込み手荷物のいずれかとして旅客のかばんに入れて輸送することは禁止される。

#### 訂正 CI (中華航空)

CI-01 以下の危険物は中華航空の旅客機による貨物としての輸送を受託しない。

1. 第 1 分類から第 8 分類、ただし、UN 1072 (特別規定 A302 に基づくもの)、UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911、包装基準 208(a) に合致する UN 3164 および UN 3373 を除く。
2. ~~包装基準 965 の Section IA および IB、および~~包装基準 966 と 967 の Section I として完全に規制されるリチウムイオン電池 (第 9 分類) (RLI)。
3. 包装基準 969 と 970 の Section I として完全に規制されるリチウム金属電池 (RLM)。

#### 注:

上記禁止は中華航空の社用品には適用しない。

#### 訂正 CX (キャセイパシフィック航空)

CX-08 包装基準 967 の Section II または包装基準 970 の Section II に従って準備された全ての包装物には、7.1.5.5 または 7.2.4.7 で求められるリチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルのどちらかが施されていなければならない。この要件はたとえ包装物に含まれる機器に組み込まれた電池の数が、単電池 4 個または組電池 2 個を超えていなくても、すべての機器に組み込まれたリチウム電池の包装物に適用する。リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルの要件は、ボタン型単電池のみが組み込まれた機器 (回路基板、Circuit boards を含む) を収納した包装物には適用しない。(空欄)

訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

FX-04

- (a) 以下の第 8 分類の物質の輸送は受託しない (各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

国連番号 品目

UN 1796 — Nitrating acid mixture, over 40% concentration [854, 855]

UN 1826 — Nitrating acid mixtures, spent, over 40% concentration [854, 855]

UN 2031 — Nitric acid, over 40% concentration [854, 855]

上記の物質で濃度の許容範囲に入っているものは、危険物申告書上の正式輸送品目名に付随させてその濃度を記載しなければならない。

- (b) USG-04 で定められている有害廃棄物 (hazardous waste) の輸送は受託しない。  
(c) 区分 6.2、世界保健機構 (World Health Organization (WHO)) により危険性グループ 4 として分類されたものの輸送は受託しない。  
(d) 以下のような物質の輸送の受託はしない (各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

国連番号 品目

UN 1001 — Acetylene, dissolved [200]

UN 1162 — Dimethyldichlorosilane [377]

UN 1308 — Zirconium suspended in a flammable liquid, Packing Group I, [361]

UN 1873 — Perchloric acid, over 50% concentration [553]

- (e) フェデラルエクスプレスは、当局の認可があっても特別規定 A2 または A183 または A209 に関わるいかなるものの輸送も受託しない。

FX-05

- (a) フェデラルエクスプレスは、UN 3090 または UN 3480 で Section II として供されるものは受託しない。  
(b) 包装基準 968 (Section I A、I B) に従ったすべての UN 3090 リチウム金属電池には事前の認可が必要となる。www.fedex.com/us ; keyword lithium batteries (search field) 参照。  
(c) すべての包装基準のすべてのリチウム電池 (Section I、I A、I B および II) は以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送してはならない。区分 1.4、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含む。  
(d) すべての Section II のリチウム電池は 2017 年 1 月 1 日より (注意) リチウム電池取り扱いラベルに国連番号が追記されていなければならない。2017 年 7 月 1 日有効。リチウム電池取り扱いラベル (IATA 図 7.4.H) が Section IB および Section II のリチウム電池の貨物の包装物、オーバーパックに貼付される場合、適用される UN 番号 (UN number (s)) がリチウム電池取り扱いラベルに隣接して包装物の上にマーキングされな

なければならない。

訂正 GF（ガルフ航空）

GF-14 リチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池（UN 3090）、および機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金の単電池または組電池（UN 3091）のガルフ航空の航空機での貨物としての輸送は禁止する。この禁止事項はガルフ航空の社用品には適用しない（包装基準 968、969 および 970 参照）。

訂正 GH-Llc GloBus（グローバス航空）

GH-02 被験者の検体標本は、適切な UN 2814 もしくは UN 2900 または UN 3373 に割り当てられている場合のみ受託する。生物由来物質カテゴリーB（Biological substance, Category B）—UN 3373 は必要な要件に基づき、事前のグローバス航空の書類による認可が与えられた後のみ輸送を受託する。（空欄）

新規追加

HG（ニキ航空）

- ✈ HG-01 第 7 分類の放射性物質で核分裂性物質および適用除外輸送物は、ニキ便では受託しない（10.5.8、10.5.13 参照）。
- HG-02 少量危険物（“Y”包装基準）は、輸送を受託しない。例外：消費者向け商品（ID 8000）は受託する（2.7 およびすべての“Y”包装基準参照）。
- HG-03 第 3 分類引火性液体は許可されない
- HG-04 区分 4.2 自然発火性物質は許可されない。
- HK-05 区分 6.2 病気を移しやすい物質は、UN3373 を含め許可されない。
- HG-06 荷送人は、輸送される（各）危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に、例えば“Emergency Contact +47 67 50 00 00”と記入しなければならない（8.1.6.11 参照）。  
24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 JL（日本航空）

JL-08 区分 6.1、包装等級 I の毒物の輸送は受託しない。主危険性または副次危険性が毒物で包装等級 I に割り当てられる物質、または包装等級 I の性能基準の容器に入れることが要求される、主危険性または副次危険性が毒物である物質は輸送禁止である。



訂正 JU (セルビア航空)

JU-06 少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は受託しない。例外:消費者向け商品(ID 8000)は受託する。

JU-07 混載貨物の危険物の輸送は受託しない。例外:

- ・ 1ハウスの航空貨物運送状が付いた混載、
- ・ ID8000(消費者向け商品)を含む複数のハウスの航空貨物運送状の付いた混載、
- ・ 非危険物の冷却材として使用されるUN1845(dry ice)を含む複数のハウスの航空貨物運送状の付いた混載。

JU-13 UN 3091の機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属電池はセルビア航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは包装基準969および970のSection I/IA、IBおよびIIに適用される。例外:セルビア航空機の補給備品/AOGであるUN 3091の貨物

訂正 KA (香港ドラゴン航空(キャセイドラゴン))

KA-08 包装基準967のSection IIまたは包装基準970のSection IIに従って準備された全ての包装物には、7.1.5.5または7.2.4.7で求められるリチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルのどちらかが施されていなければならない。この要件はたとえ包装物に含まれる機器に組み込まれた電池の数が、単電池4個または組電池2個を超えていなくても、すべての機器に組み込まれたリチウム電池の包装物に適用する。リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルの要件は、ボタン型単電池のみが組み込まれた機器(回路基板、Circuit boardsを含む)を収納した包装物には適用しない。(空欄)

訂正 LD (エアホンコン)

LD-08 包装基準967のSection IIまたは包装基準970のSection IIに従って準備された全ての包装物には、7.1.5.5または7.2.4.7で求められるリチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルのどちらかが施されていなければならない。この要件はたとえ包装物に含まれる機器に組み込まれた電池の数が、単電池4個または組電池2個を超えていなくても、すべての機器に組み込まれたリチウム電池の包装物に適用する。リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルの要件は、ボタン型単電池のみが組み込まれた機器(回路基板、Circuit boardsを含む)を収納した包装物には適用しない。(空欄)

新規追加 LX (スイスインターナショナルエアラインズ)

LX-07 UN 3171、電気駆動の乗り物(Battery-Powered Vehicles)は貨物として受託しない。この禁止はUN 3171、電気駆動の機器(Battery-Powered Equipment)には適用しない。

#### 訂正 ME (中東航空)

ME-02 混載の中の危険物の輸送は受託しない(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 10.8.1.5 参照) ただし、以下の貨物は除く。

- ・冷却材として使用される UN 1845、固形二酸化炭素(ドライアイス)を含む混載。
- ・1ハウスの航空貨物運送状のみが付いた混載。
- ・同一の荷送人の場合、1件以上のハウスの航空貨物運送状が付いた混載。

#### 訂正 MN (コムエアー)

MN-01 本規則で定められている危険物は、旅客および乗務員が携行することが許されている例外を除いて、輸送は受託しない(2.3 および表 2.3.A 参照)。以下の危険物はすべてのコムエアー航空機による輸送が禁止される。

a. 第1分類から第8分類; UN 1863 および UN 3373 は除く。

b. 第9分類; UN 1845、UN 3082、UN 3363 および UN 3481 は除く。

MN-02 酸素または空気。医療用に使用される気体の酸素、または空気を含んだ小型のシリンダーは受託手荷物および機内持ち込み手荷物としても許可されない。旅客が補充用の酸素を必要とする場合には、有料で運航者により提供される(2.3.4.1 参照)。追加制限がコムエアー航空機にて旅行する旅客に適用される。

a. 旅客は水銀を含む医療用、臨床用温度計を携行することが禁止される。

b. リチウム金属またはリチウムイオンの単電池または組電池を組み込んだ携帯電子機器は機内持ち込み手荷物にのみ許可される。これらは受託手荷物には許可されない。

#### 訂正 MP (マーチンエアー・オランダ)

新規追加

MP-07 他の危険物と組み合わせた組み合わせの包装物、同梱および/またはオーバーパック内のリチウム電池、UN 3480 および/または UN 3090、Section IA、IB、および/または Section II は受託しない。

#### 訂正 OK (チェコ航空)

OK-01 本規則で定められている危険物放射性物質は航空郵便では受託しない(2.4 および 10.2.2 参照)。

#### 訂正 OS (オーストリア航空)

OS-01 UN 3481 機器に組み込まれているリチウムイオン電池、包装基準 967、Section I (100Wh を超える電池/パック) の貨物としての輸送は受託しない。少量危険物("Y" 包装基準)の輸送は受託しない。例外: 消費者向け商品(Consumer commodity (ID 8000))は受託する(2.7 およびすべての"Y" 包装基準参照)。

OS-02 ~~（空欄）~~混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下の貨物は除く。

- ・ 冷却材として使用される UN 1845、固形二酸化炭素（ドライアイス）を含む混載。
- ・ 1ハウスの航空貨物運送状のみが付いた混載。
- ・ 同一の荷送人の場合、1件以上のハウスの航空貨物運送状が付いた混載。

OS-03 “少量危険物”（“Y”の包装基準）の輸送は受託しない。

例外：♪消費者向け商品（Consumer commodity）♪（ID 8000）は受託する（2.7 およびすべての“Y”の包装基準参照）。生物由来物質カテゴリーB（UN 3373）は航空郵便では受託しない（2.4 参照）。

OS-04 生物由来物質カテゴリーB（UN 3373）は航空郵便では受託しない（2.4 参照）。UN 3356、化学酸素発生器（Oxygen generator, chemical）は受託しない。

新規追加

✧ OS-06 核分裂性物質は受託しない。

OS-07 中型容器（Intermediate bulk containers（IBC））は受託しない。例外：中型容器 11A、21A、11B、21B、11N、21N および 11C は、それらが最少積み重ね重量 2,000kg（少なくとも 3,600kg の積み重ね試験荷重）まで積み重ねられる条件で受託する。ルフトハンザ貨物航空との事前手配が要求される。

OS-08 以下の制限がリチウムイオンおよびリチウム金属電池に適用される。

1. 包装基準 965 の Section IA、IB および II に従って準備された UN 3480、リチウムイオン電池および包装基準 968 の Section IA、IB および II に従って準備された UN 3090、リチウム金属電池は貨物として輸送の受託はしない。
2. 以下のリチウム電池を含むすべての貨物（Consignments）は旅客機では貨物として禁止され、包装物には貨物機専用ラベルが貼付されると共に、危険物申告書（DGD）に貨物機専用である旨の表示がなされなければならない。
  - ・ 包装基準 969 の Section I に従って準備された UN 3091 機器と共に包装されたリチウム金属電池。
  - ・ 包装基準 970 の Section I に従って準備された UN 3091 機器に組み込まれたリチウム金属電池。
  - ・ 包装基準 966 の Section I に従って準備された UN 3481 機器と共に包装されたリチウムイオン電池。
  - ・ 包装基準 967 の Section I に従って準備された機器に組み込まれたリチウムイオン電池。
3. 以下のリチウム電池を含む全ての貨物（Consignments）は旅客機および貨物機で貨物として許可される。
  - ・ 包装基準 966 の Section II に従って準備された UN 3481 機器と共に包装されたリチウムイオン電池。
  - ・ 包装基準 967 の Section II に従って準備された UN 3481 機器に組み込まれたリチ

ウムイオン電池。

- ・ 包装基準 969 の Section II に従って準備された UN 3091 機器と共に包装されたりリチウム金属電池。

- ・ 包装基準 970 の Section II に従って準備された UN 3091 機器に組み込まれたりリチウム金属電池。

**OS-09** UN 3171 電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) および電池で作動する機器 (Battery-powered equipment) を含むすべての貨物は旅客機に禁止する。

#### 新規追加 P3 (カーゴロジックエア)

**P3-03** UN 3480、包装基準 965 の Section IA および UN 3481、包装基準 966 および包装基準 967 の Section I は航空会社の事前認可で輸送を受託する。認可申請は email でなければならない。dg@cargologicair.com

**P3-04** UN 3480、包装基準 965 の Section IB、II、UN 3481、包装基準 966 および包装基準 967 の Section II、UN 3090、包装基準 968 の Section IB、II、UN 3091、包装基準 969 および包装基準 970 の Section II は完成されかつ署名された“リチウム電池の荷送人申告書 (Shipper's Declaration for Lithium Battery)” 様式が伴っている場合のみ輸送を受託する。この様式は航空会社の各地事務所または email: dg@cargologicair.com により取得できる。

#### 訂正 PG (バンコク航空)

**PG-02** 危険物の商業用貨物は受託しない。適切に準備された社用品、航空機補給品貨物は受託される (2.5.2 参照)。危険物の貨物、郵便および社用貨物 (COMAT) は受託しない。固形二酸化炭素 (ドライアイス) が冷却材として使用される場合、便当たり最大 200kg まで受託する。

注:

追加情報、評価または運航者認可についての連絡先。

Jirapon Hirunrat (Mr.)

Senior Flight Operations Control Manager

BANGKOK AIRWAYS CO., LTD.

2FL, Bangkok Air Operations Complex

999 Mu. 4 Bangna - Tart Road, Banghalong

Bangplee, Samutprakarn

10540 THAILAND

Tel: +662 328 3309

+662 328 3306

Fax: +662 325 0647

E-mail: jirapon@bangkokair.com

E-mail: bkkoec@bangkokair.com

AFTN: VTBSBKPX

SITA: BKKOCPG

新規追加

**PG-03** 便に搭乗している間、患者に医療支援を提供するための危険物は規則書 1.2.7.1(a)の条件で受託する。

**注：**

追加情報、評価または運航者認可についての連絡先。

Email: dgacceptance@bangkokairways.com

訂正 RU (エアブリッジカーゴ)

新規追加

**RU-03** UN 3480、包装基準 965 の Section IA および UN 3481、包装基準 966 および包装基準 967 の Section I は航空会社の事前認可で輸送を受託する。認可申請は email でなければならない。dg@airbridgecargo.com

**RU-04** UN 3480、包装基準 965 の Section IB、II、UN 3481、包装基準 966 および包装基準 967 の Section II、UN 3090、包装基準 968 の Section IB、II、UN 3091、包装基準 969 および包装基準 970 の Section II は完成されかつ署名された“リチウム電池の荷送人申告書 (shipper’s declaration of lithium battery)” 様式が伴っている場合のみ輸送を受託する。この様式は航空会社の各地事務所または email: dg@airbridgecargo.com により取得できる。

訂正 S7 (PJSC シベリア航空)

**S7-02** 被験者の検体標本は、適切な UN 2814 もしくは UN 2900 または UN 3373 のいずれかに割り当てられている場合のみ受託する。生物由来物質カテゴリーB (Biological substance, Category B) —UN 3373 は必要な要件に基づき、事前のシベリア航空の書類による認可が与えられた後のみ輸送を受託する。(空欄)

訂正 SQ (シンガポール航空/シンガポール航空貨物)

**SQ-02** 主危険性または副次危険性が区分 2.1 および第 4 分類の品目は、“旅客機および貨物機用” に包装された場合、すべての航空機で下部貨物室に搭載しなければならない。(空欄)

**SQ-03** 主危険性または副次危険性が区分 2.1 および第 4 分類の品目は、貨物機専用包装された場合、受託しない。(空欄)

## 訂正 SS (コルスエア)

### 新規追加

**SS-02** 潜水用ランプは機内持ち込み手荷物でのみコルスエア (Corsair International) により受託する (2.3.4.6 参照)。

**SS-03** 包装基準 966-967, 969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルをマークした包装物の個数を航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に追加しなければならない。

**SS-04** リチウム電池により駆動する UN 3171 の貨物について、コルスエア (Corsair International) は“Contains Lithium Batteries” の追加マークを要求している。そのマーキングは 7.1.4.4.1 に記載されたような要件に合致し、正式輸送品目名のマークの近くでなければならない。

**SS-05** 物質の分類または識別に関して疑いが生じた場合、荷送人はコルスエア (Corsair Int) またはその代理人の要請があればその物質に対する安全データシート (Safety Data Sheet (SDS)) を提供しなければならない。SDS には国連番号、必要なら包装等級、正式輸送品目名、および他のすべての関連する輸送情報を含んでいなければならない。

## 訂正 TS (エアトランザット)

### 新規追加

**TS-05** リチウムイオン電池、UN 3481 が包装基準 966 の Section II または包装基準 967 の Section II に従って準備された貨物として輸送される場合、機長への通知 (NOTOC) に記載しなければならない。

## 訂正 UU (エアオーストラル)

**UU-07** 化学兵器禁止機関 (the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW)) 職員の携行する放射性物質を含む化学物質検査器 (Chemical agent monitoring equipment) は、エアオーストラルのネットワークでは禁止される。

## 訂正 UX (エアエウロペエアヨーロッパ) (左記は JACIS 誤植訂正)

**UX-11** リチウムポリマー単電池および組電池を含め UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池は貨物としての輸送は禁止される。これは、包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用される。

この禁止事項から適用免除される輸送は以下のとおりである。

● 社用航空機スペア部品および補給品 (COMAT, AOG)。

● 旅客または乗務員が携行する危険物規定に従っているリチウム電池 (表 2.3.A 参照)。

UN 3091-機器に組み込まれたまたは機器と共に包装されたリチウム金属電池は貨物として輸送は禁止する。この禁止は旅客または乗務員により携行される危険物の規則によりカバ

一されるリチウム電池には適用しない（表 2.3.A 参照）

UN 3481-機器に組み込まれたまたは機器と共に包装されたリチウムイオン組電池または単電池は、包装基準 966

および 967 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルがマークされた包装物の個数を関連する各包装基準毎に航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of goods)” 欄に追加しなければならない。

#### 訂正 VN（ベトナム航空）

VN-05 第 1 分類：区分 1.4S 以外の物品および物質を除き、すべての火薬類の輸送は受託しない。火薬類の合計正味量は各貨物室（前方/後方貨物室）250kg を超えてはならない。

✦ VN-09 第 7 分類、~~Radioactive material, excepted package-empty packaging (UN 2908)、Radioactive materials excepted package-instruments (UN 2911)~~、および輸送指数 3.0 を超えない ~~Radioactive materials in Type A package~~ の各包装物のみ輸送を受託する。以下のような医療研究または医療診断および治療に使用することを意図した放射性物質を除き、放射性物質の輸送は受託しない。

1) UN 2908 放射性物質、適用除外輸送物-空容器。

2) UN 2911 放射性物質、適用除外輸送物-計器。および

3) 輸送物当たり輸送指数が 3.0 を超えない TYPE A 輸送物の放射性物質

VN-11 第 9 分類：以下の制限が適用される。~~活性イースト菌 (Yeast active)、ポリメックビーズまたは細粒のもの (Polymeric beads or granules)、2,000 kg を超える磁性物質 (Magnetized materials)~~ の輸送は受託しない。

- ・ 活性イースト菌 (Yeast active)、ポリメックビーズ (polymeric beads, expandable) の輸送は受託しない。
- ・ 2.1 m の距離において、2 度より大きいコンパスの振れを起こすが 4.6 m の距離において 2 度を超えない磁界強度を有する磁性物質（4.6 m の距離において計測された 0.418 A/m または 0.00525 Gauss に等しい）で、各便当たり上記磁性物質の合計正味重量が 2,000kg を超えない磁性物質のみ輸送を受託する。
- ・ 航空機の貨物室（前方/後方貨物室）ごとに搭載できるドライアイスの最大制限合計正味量は以下のとおり。

航空機種別	動物と共載の場合	動物と共載ではない場合
A321	100 kg	180 kg
B787/B777/A350/A330	150 kg	250 kg

1) 各便当たりのドライアイスの合計量は 2 つの貨物室の最大重量を超えない。

2) バラ積み貨物室に搭載されるドライアイスの合計重量はすべての上記航空機種について 100 kg を超えない。

新規追加 X5（エアヨーロッパエクスプレス）

X5-01 微量危険物の輸送は受託しない。

X5-02 少量危険物（“Y”の包装基準）の輸送は受託しない。ただし、“ID 8000-消費者向け商品（Consumer commodity）”、航空機部品および補給品の COMAT（社用品）、AOG は受託する。

X5-03 混載の中の危険物の輸送は、非危険物の冷却材として使用される UN 1845、固形二酸化炭素（ドライアイス）を含む混載を除き受託しない。

X5-04 区分 6.1-毒物-主危険性または副次危険性が区分 6.1（COMAT（社用品）、AOG、航空機部品および補給品は除く）に属する危険物の輸送は受託しない。

X5-05 COMAT（社用品）、AOG、航空機部品および補給品を除き、主危険性が第 4 分類（4.1, 4.2, 4.3）である危険物の輸送は受託しない。

X5-06 主危険性が区分 5.2 に属する危険物の輸送は受託しない。

X5-07 以下の危険物の輸送は受託しない。

- ・ UN 1787-ヨウ化水素酸（Hydriodic acid）
- ・ UN 2803-ガリウム（Gallium）

X5-08 いかなる規則に定められた、いかなる形の危険性廃棄物も輸送は受託しない。

X5-09 回収容器の輸送は受託しない。

☣ X5-10 第 7 分類-放射性物質の輸送は受託しない。

X5-11 UN 3091-機器に組み込まれたまたは機器と共に包装されたりチウム金属電池は貨物として輸送は禁止する。この禁止は旅客または乗務員により携行される危険物の規則によりカバーされるリチウム電池には適用しない（表 2.3.A 参照）。

UN 3481-機器に組み込まれまたは機器と共に包装されたりチウムイオン組電池または単電池は、包装基準 966 および 967 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルがマークされた包装物の個数を各包装基準毎に空貨物運送状の“品物の性質および量（Nature and Quantity of goods）”欄に追加しなければならない。

新規追加 XG（サンエクスプレス・ジャーマニー）

XG-09 UN 3171 リチウム電池により駆動する電池駆動の乗り物（Battery-powered vehicle powered by lithium batteries）は貨物として輸送の受託はしない。

新規追加 XQ（サンエクスプレス）

XQ-09 UN 3171 リチウム電池により駆動する電池駆動の乗り物（Battery-powered vehicle powered by lithium batteries）は貨物として輸送の受託はしない。



## 第1章

13 ページ — 表 1.5.B を以下のとおり訂正。

…

注：

1. その個人の職責によって、履修すべき教育訓練の分野は、表 1.5.A および表 1.5.B に表示されている内容とは異なる場合がある。例えば、分類について保安基準の実施に携わるスタッフ（例：保安検査員およびその監督者）は危険物の一般的な特性について教育されればよい。
2. ICAO と共同作成した、種々のカテゴリーのスタッフに対する危険物教育訓練の詳細プログラム一式が IATA から入手可能である。この教育訓練プログラムは表 1.5.A に示したスタッフのカテゴリーごとに該当するプログラムを含んでいる。同時に危険物のインストラクター用のガイダンスも一式入手可能である。
3. 表 1.5.A および表 1.5.B で特定されるスタッフのカテゴリーはすべてを網羅しているわけではない。旅客および貨物予約センターおよび技術部ならびに整備部のような、航空業界に雇用されている、または関係しあうスタッフは表 1.5.A および表 1.5.B に識別される仕事についている場合を除き、1.5.2 に従って危険物教育訓練を提供されるべきである。

## 第2章

31 ページ 表 2.3.A を以下のとおり訂正。

表 2.3.A 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定 (2.3)

	搭載位置を機長に通知することが要求されるか		持ち込み手荷物として認められるか	
	受託手荷物として認められるか			
	運航者の認可を必要とするか			
Lithium Batteries : Portable electronic devices containing lithium metal or lithium ion cells or batteries (リチウム電池：リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を内蔵した携帯電子機器) 携帯用酸素濃縮器 (POC) のような医療用機器やカメラ、携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末等の消費者向け電子機器を含む、個人使用目的で旅客または乗務員が携行するもの (2.3.5.9 参照)。リチウム金属電池はリチウム金属含有量が 2 g を超えてはならず、リチウムイオン電池はワット時定格値が 100 Wh を超えてはならない。受託手荷物内の機器は完全にスイッチを切り損傷から機器を防護しなければならない。	NO	YES	YES	NO
Lithium batteries, spare/loose (予備/バラのリチウム電池) 消費者向け電子機器ではワット時定格値が 100 Wh を超え 160 Wh 以下のリチウムイオン電池。医療用携帯電子機器 (PMED) に限っては、リチウム金属含有量が 2 g を超え 8 g 以下のリチウム金属電池。最大 2 個の予備電池を機内持ち込み手荷物に入れてのみ持ち込むことができる。これらの電池は、短絡を防ぐために個別に保護されていなければならない。受託手荷物内の機器は完全にスイッチを切り損傷から機器を防護しなければならない。	YES	NO	YES	NO

32 ページ 2.3.4.7 を以下のとおり訂正。

### 2.3.4.7 リチウム電池作動の電子機器 (Lithium Battery-Powered Electronic Devices)

リチウム電池作動の電子機器は以下のように運航者の承認を得て受託手荷物および機内持

ち込み手荷物の中に入れることが許可される。

(a) 以下のようなリチウム金属またはリチウムイオンの単電池あるいは組電池を組み込んだ携帯医療用電子機器（自動体外式除細動器（AED）、携帯用酸素濃縮器（POC）、持続陽圧呼吸装置（Continuous Positive Airway Pressure（CPAP）等）は医療用に旅客が携行できる。

1. リチウム金属またはリチウム合金電池についてはリチウム内容量が2 gを超え8 gを超えないこと。
2. リチウムイオン電池についてはワット時定格値が100 Whを越え160 Whを超えないこと。
3. 電池はUN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3の要件に合致した型式のものあること。

(b) 以下のようなリチウムイオン電池を組み込んだ携帯電子機器（例えば電動工具（power tools）、ビデオカメラ、ノートパソコン（laptops）等）。

1. ワット時定格値が100 Whを越え160 Whを超えないリチウムイオン電池。
2. 電池はUN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3の要件に合致した型式のものでなければならない。

(c) もし機器が受託手荷物として携行される場合。

1. 旅客/乗員は損傷から機器を防護しおよび不慮の作動を防止する措置が取られなければならない。
2. 機器は完全にスイッチを切らなければならない（スリープモード（sleep mode）または休止モード（hibernation mode）でない）。

注：

リチウム内容量が2 gを超える予備のリチウム金属電池およびワット時定格値が100 Whを超える予備のリチウムイオン電池については2.3.3.2を参照。

リチウム内容量が2 gを超えないリチウム金属電池およびワット時定格値が100 Whを越えないリチウムイオン電池を有する電子機器については2.3.5.9を参照。

33 ページ 2.3.5.9を以下のとおり訂正。

### 2.3.5.9 電池を組み込んだ携帯電子機器（医療用機器を含む）（Portable Electronic Devices (Including Medical Devices) Containing Batteries）

運航者例外規定：AI-09, BT-03, CA-14

個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池（バッテリー）を内蔵した携帯電子機器、これには携帯用酸素濃縮器（POC）などの医療用機器や、カメラ、携帯電話、ノートパソコン（lap-tops）、タブレット端末などの消費者向け電子機器が含まれる。これらは機内持込手荷物に入れ携行することが望ましい。予備の電池は、元々の小売用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または

各電池を別々のプラスチック袋あるいは保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。予備の電池は機内持ち込み手荷物に入れたものしか輸送してはならない。さらにリチウム電池については、以下の条件に従うこと。

- (a) 個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、
1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が 2 g 以下であること。または
  2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が 100 Wh 以下であること。
- (b) 組電池および単電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の要件に合致した型式のものでなければならない。
- (c) リチウム金属またはリチウムイオンの単電池あるいは組電池を内蔵した物品で、その主要な目的が他の機器に電力を供給することであるもの、例えば携帯用充電器 (power banks) は機内持ち込み手荷物にのみ入れることが許可される。これらの物品は元々の小売用容器に入れるか、そうでなければ、例えば、むき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋や保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。
- (d) リチウム電池を内蔵した電子たばこは機内持ち込み手荷物に入れたもののみが許可される (2.3.5.17 参照)。
- (e) 機器を受託手荷物として持ち込む場合
1. 旅客/乗員は損傷から機器を防護しおよび不慮の作動を防止する措置が取られなければならない。
  2. 機器は完全にスイッチを切らなければならない (スリープモード (sleep mode) または休止モード (hibernation mode) でない)。

38 ページ JACIS 誤植訂正。2.6.5.1(f) を以下の通り訂正。

- (f) オーバーパックを使用してもよい。そのマークオーバーパックには危険物の包装物または本規則が適用されない物の包装物を収納してもよい。

### 第3章

202 ページ 3.2.5.1 を以下のとおり訂正。

#### 3.2.5.1 定義 (Definition)

第2分類にはエアゾール類も含まれる。本規則においてエアゾールまたはエアゾール噴霧器とは、自動的に閉鎖する噴射弁を備えた使い捨て容器 (金属製、ガラス製、またはプラスチック製のもの) に圧縮ガス、液化ガスまたは溶解ガスを充填したもので、液体、ペーストまたは粉末をガスと一緒に泡、ペーストまたは粉末の固体または液体あるいは液状またはガス状で噴射するもの。液体、ペーストまたは粉末を含まないものもエアゾールとす

る。

## 第4章

表 4.2 以下のとおり品目名を訂正。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div.  (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1790	Hydrofluoric acid 60% or less strength hydrogen fluoride	8(6.1)	Corrosive & Toxic	II	E2	Y840	0.5L	851	1L	855	30L		8P
1790	Hydrofluoric acid more than 60% strength hydrogen fluoride	8(6.1)	Corrosive & Toxic	I	E0	Forbidden		850	0.5L	854	2.5L		8P
2978	Radioactive material, uranium hexafluoride non-fissile or fissile excepted	7(6.1.8)	Radioactive & Toxic & Corrosive			Forbidden		See 10.3		See 10.3		A139	7L 7CP
2977	Radioactive material, uranium hexafluoride, fissile	7(6.1.8)	Radioactive & Toxic & Corrosive			Forbidden		See 10.3		See 10.3			7L 7CP

### 449 ページ 特別規定 A87 JACIS 誤植訂正

**A87** 物品が外からの容易な識別を妨げるような容器、木枠または他の方法により完全に囲い包まれている場合を除き、7.1 のマーキング要件 **またはおよび** 7.2 のラベル要件は適用されない。

### 464 ページ 特別規定 A212 を以下のとおり訂正

**A212** 殺菌装置にのみ使用することを意図した UN2031、**硝酸**（発煙硝酸を除く、濃度が20%を超え65%未満のもの）（Nitric acid other than red fuming, with more than 20% and less than 65% nitric acid）は表 4.2 危険物リストの I/J 欄の“輸送禁止 (forbidden)”の表示に関わらず旅客機にて輸送することができる。ただし、以下であること。

- 各内装容器は 30 mL 以下を含んでいる。
- 各内装容器は内装容器の内容物を吸収できる十分な吸収材とともに密封された防漏中間容器に収納されている。
- 中間容器は 6.3 の包装等級 I の性能要件に合致し包装基準 855 により許可される型式の外装容器にしっかり包装されている。
- 包装物内の硝酸の最大量は 300 mL を超えない。および
- 特別規定 A212 への参照が 8.1.6.9.4、Step **69**、(a) に要求されたように危険物申告書になされている。

## 第5章

507 ページ 包装基準 203 を以下のとおり訂正。

### 包装基準 203

本包装基準は旅客機にて、および貨物機専用として輸送される区分 2.1、2.2 のエアゾールおよび UN 2037 に適用する。

...

UN Number	Net quantity per package	
	Passenger aircraft	Cargo Aircraft only
UN 1950, Aerosols, flammable	75 kg	150 kg
UN 1950, Aerosols, flammable (engine starting fluid)	Forbidden	150 kg
UN 1950, Aerosols, non-flammable	75 kg	150 kg
UN 1950, Aerosols, non-flammable (tear gas devices)	Forbidden	150 kg 50 kg
UN 2037 Gas cartridges or Receptacles, small, containing gas	1kg	15 kg

...

509 ページ 包装基準 Y203 を以下のとおり訂正。

### 包装基準 Y203

本包装基準はエアゾールおよび UN 2037 の少量危険物に適用する。

...

### 追加包装要件

~~(a) 容器は包装等級Ⅱの性能基準に合致しなければならない。~~

(ba) エアゾールの放出弁は内容物の不慮の放出を防ぐため輸送中キャップまたは他の適切な方法で保護されなければならない。

(eb) 容器 (receptacles) は、輸送の通常的环境中で過度な移動や不慮の放出がないよう外装容器の中に包装されなければならない。

...

715 ページ 包装基準 Y963 を以下のとおり訂正。

### 包装基準 Y963

本包装基準は旅客機で、また貨物機専用として輸送される ID 8000、消費者向け商品 (Consumer commodity) に適用する。

消費者向け商品とは、個人、家庭向け小売用に包装されて流通している物品である。これらは、医者または医療機関によって患者に投与したりまたは販売したりするものも含む。

消費者向け商品には、第2分類 (非毒性のエアゾールのみ)、第3分類 (包装等級ⅡまたはⅢ)、区分 6.1 (包装等級Ⅲのみ)、UN 3077、UN 3082、および UN 3175、UN 3334 および UN 3335

の物質のみが含まれる。ただし、これらの物質には副次危険性がないこと。旅客機による輸送禁止の危険物は消費者向け商品として輸送してはならない。

...

727 ページ 包装基準 967 JACIS 誤植訂正

**包装基準 967**

**追加要件—Section II**

...

- ・ 包装物には機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタン型単電池（button cell batteries）のみが収納されている。

およびまたは、

...

734 ページ 包装基準 969 JACIS 誤植訂正

**包装基準 969**

**追加要件—Section II**

...

（9 行目）

—航空貨物運送状が使用される場合には、“lithium ~~ion-metal~~ batteries, in compliance with Section II of PI 966 969” の文言が航空貨物運送状に記載されなければならない。

—Section II オーバーパック—Section II

...

（4 行目）

… “OVERPACK” の語をマーキングし、~~図 7.4.C~~ ~~図 7.1.C~~ に示されたマークを耐久性があり見やすく表示しなければならない。

...

736 ページ 包装基準 970 JACIS 誤植訂正

**包装基準 970**

**追加要件—Section II**

...

- ・ 包装物には機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタン型単電池（button cell batteries）のみが収納されている。

および

...

## 第10章

936ページ — 以下のとおり訂正。

### 10.8.3.9.3 順序3—包装基準 (Packing Instructions)

ステップ9. 輸送物およびオーバーパックまたは貨物コンテナのカテゴリ。

- (a) 輸送物のカテゴリ、すなわち “I-白”、“II-黄”、“III-黄”。輸送物がオーバーパックの中に置かれている場合、オーバーパックのカテゴリもまた記載しなければならない。
- (b) “II-黄” および “III-黄” についてのみ—輸送物の輸送指数。輸送物がオーバーパックの中に置かれている場合、オーバーパックの輸送指数もまた記載しなければならない。
- (c) **“II-黄” および “III-黄” についてのみ**—各輸送物の寸法単位を含む寸法、またはオーバーパックの中に置かれている場合オーバーパックの寸法、あるいは使用されている場合貨物コンテナの寸法。寸法は高さを寸法の最後につけて、長さ(L)×幅(W)（またはドラム型の場合については直径(D)）×高さ(H)の順序で表すことが望ましい。“L”、“W”（または“D”）、“H”を各寸法の直前に記載してもよい。順序が、長さ×幅×高さとは異なる場合、各寸法が何かを明確に示さなければならない。輸送指数は、小数点1位に切り上げる事。
- (d) 核分裂性物質について
  1. 10.3.7.2.1 から 10.3.7.2.6 までの適用除外の一つの下で輸送される場合、その段落の参照、
  2. 10.3.7.2.4 から 10.3.7.2.5 までの規定の下で輸送される場合、核分裂性核種の合計質量、
  3. 10.6.2.8.1.3(a)から(c)の一つまたは 10.6.2.8.1.4 が適用される輸送物に収納される場合、その段落の参照、
  4. 該当する場合、臨界安全指数。

## 付録 D.1

1025 ページ、Jordan (HKJ) を以下の通り訂正。

### **Jordan (HKJ)**

**Civil Aviation Regulatory Commission**

Jordan Civil Aviation Head Office

P.O. Box 7547

Amman

JORDAN

Tel: +962 (6) 489 3211 or +962 (6) 489 2282 Ext: 3404

Telex: 21325 30

Fax: + 962 64 891 653

email: dgeneral@jcaa.gov.jo

email: c.commissioner@carc.gov.jo

1026 ページ、Malta (M) を以下の通り訂正。

### **Malta (M)\***

**Department of Civil Aviation Civil Aviation Directorate**

**Luqa Airport Vjal l-Avjazzjoni**

**Luqa CMR-02 LQA 9023**

MALTA

Tel: +356 2122 2936 2555 5653

Fax: +356 2123 9278 2555 5634

email: civil.aviation@transport.gov.mt

1029 ページ、Saudi Arabia (SA) を以下の通り訂正。

### **Saudi Arabia (SA)**

**Presidency of Civil Aviation General Authority of Civil Aviation (GACA)**

**Air Transport Department Safety & Air Transport**

P.O. Box 887

Jeddah 21421

SAUDI ARABIA

Tel.: (966) 12640 5000

Fax: (966) 12 640 3876

1030 ページ、Syrian Arab Republic (SYR) の後に Tanzania を追加

### **Tanzania (EAT)**

**Tanzania Civil Aviation Authority -TCAA**

**Aviation House**

**Ukongu - Banana Area**

**Nyerere / Kitunda Road Junction**

**P.O.Box 2819**

**Dar Es Salaam**

**Tanzania**

**Tel: +255 22 2198196**

**Email: tcaa@tcaa.go.tz**

以上



航空危険物規則書第 58 版邦訳(訂正・追加)

---

---

2017 年(平成 29 年) 7 月 発行

一般社団法人 航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F

電話 03(5542)0712

ファックス 03(5542)0714

E-mail [jacis.air.dg@jacis.or.jp](mailto:jacis.air.dg@jacis.or.jp)

URL <http://www.jacis.or.jp/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。  
なお、当協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。